

## (仮称) 子どもの権利条例骨子案

### 【骨格】

#### 前文

#### 第1章 総則

- 1 目的    2 定義    3 基本的な考え方    4 大人の責務

#### 第2章 子どもにとって大切な権利

- 1 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重    2 安心して生きる権利  
3 自分らしく生きる権利    4 豊かで健やかに育つ権利  
5 意見を表明し参加する権利

#### 第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組

【専門分科会意見】この章は市が責任をもってやるべき責務と義務の弱い取組が混在しているので、内容を正確に表すなら「責務と取組」になるのではないかと。これらを踏まえて、「役割」「責務と取組」とすべき

【修正前】

「第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割」

- 1 子どもの権利普及の啓発と学習支援    2 子どもの育ちへの支援  
3 保護者への支援    4 子どもの命と安全を守る(ための)取組  
5 子ども会議    6 子どもの権利保障の(ための)行動計画と検証

【起草委員会意見】タイトルを簡潔に修正。

「4 子どもの命と安全を守るための取組」    「4 子どもの命と安全を守る取組」

「6 子どもの権利保障のための行動計画と検証」    「6 子どもの権利保障の行動計画と検証」

#### 第4章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

【専門分科会意見】この章の内容を具体的にわかりやすくするために、修正したかどうか。

【修正前】

「第4章 子どもの権利を保障するための仕組」

- 1 相談及び救済
- 2 子どもの権利擁護委員（の設置など）
- 3 委員の職務
- 4 委員への協力
- 5 調査相談専門員

【説明】文言の修正。（子ども権利擁護委員の設置など 子ども権利擁護委員）

## 【条例に盛り込む内容の概要】

### 「前文に盛り込む内容」

【説明】文言の追加。(前文 前文に盛り込む内容)

【説明】「前文」を文章化した後、「1.目的」と「3.基本的な考え方」の内容が「前文」と重複しないように調整する必要があると考える。

- ・子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定すること。
- ・「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければいけない」という「子どもの最善の利益の保障」(子どもの権利条約第3条)という考え方を根本に据えること。

【説明】「子どもの最善の利益」の意味が分からないので、補足する必要がある、との意見を踏まえて修正。

- ・子どもの権利の保障について、本市がこれまで取り組んできた経緯
- ・「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。」「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい。」など、平成22年度の子ども委員会が作成した「子ども宣言文」の願いに応えるものであること。

【説明】平成22年度の子ども委員会が作成した「子ども宣言文」から抜粋したものであることを補足すべき、との意見を踏まえて修正。

- ・青森という地名が、若い命を常に生み育む場をイメージ(想起)させるように、子どもにとってやさしいまちづくりを目指すべきこと。

【専門分科会意見】子どもにとってやさしいということは全ての人にやさしいのだというニュアンスが消えてしまったのは残念だ。文章化の中で工夫して欲しい。

【修正前】

- ・子どもにとってやさしいまちづくりは、全ての人にやさしいまちづくりであること。

【説明】「青森という地名が、若い命を常に生み育む場をイメージ(想起)」という部分が現状のままではわかりにくい、という意見を受けたが、今後、文章化する際に、イメージが湧くわかりやすいものにする。

- ・ 子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであるとともに、大人と子どもが互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。

【説明】「パートナー（仲間）」について、大人と子どもは並列関係ではないと考える。この表現があくまでも並列関係という意識なのであれば、「子どもの権利条例」を作る必要はないものとする。例えば「子どもは大人とともに社会を構成するパートナー」に修正できないか。

・「育ち合う」という言葉が聞き慣れない。「成長し合う」というように修正できないか。

・パートナーは、共同で話し合っ決めて、責任を分担したりする関係のことであり、対等を必ずしも前提にしていない。特に、「子どもは大人のパートナー」という場合には、発達段階に差があることを踏まえた関係をいう。このようなパートナーとしての子ども観に依拠することは重要な視点である。なお、パートナー＝仲間は不適當である。

・「育ち合う」は重要な言葉なのでそのまま使用する。

【修正前】

・子どもは大人の大切なパートナー（仲間）であるとともに、大人と子どもが互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。

- ・ 子どもの権利の保障は社会全体の責任であること。

## 「第1章 総則」

## 1 目的

この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを目的とします。

【説明】この条例の目的は、権利の保障を推進することなのか。権利を保障することが目的なのではないか、との意見を踏まえて修正。

【修正前】

~子どもにとって大切な権利の保障を推進することを目的とします。

## 2 定義

この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

【説明】文言の修正。（「次に」を追加）

子ども：18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。

大人：過去に子どもであった人をいいます。

【説明】子どもは未来の大人であり、大人は過去に子どもであった者であり、連続性があるので、「過去に子どもであった人」と修正すべき、との意見を踏まえて修正。

【修正前】

子ども以外の人をいいます。

保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人をいいます。

育ち学ぶ施設：学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び又は育つことを目的として通学し、通園し、入所し又は利用する施設をいいます。

【説明】社会教育施設は「その他」の中に含まれているのだと思うが、「社会教育施設」を明記したほうがいいのではないか、という意見を踏まえて、文言を追加。解説書でも説明する。

【修正前】

~通学し、通園し又は入所する施設をいいます。

## 3 基本的な考え方

子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進めます。

子どもの最善の利益を最も優先して考えること。

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。

子どもの成長、発達に配慮した支援が行われること。

【説明】文言の修正。（なされること 行われること）

~~子どもと大人の信頼関係を基本として、地域全体で取り組むこと。~~

【説明】この条文で言いたいことは何なのか、という意見を受けたが、「4 大人の責務」でこの内容を読み込めるので、削除する。

#### 4 大人の責務

- (1) 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- (3) 地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

【説明】「大人」の区分が、(1)保護者、(2)育ち学ぶ施設の関係者、(3)地域住民の3種類に限定されており、その他の大人には責務はないのかという疑問がある、という意見が出されたが、(4)の条文を追加することで、その他の大人の責務を規定する。

## 「第2章 子どもにとって大切な権利」

## 1 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重

- (1)子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。
- (2)子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。

【説明】「保障」と「尊重」を使い分けた意図はなにか、という意見を踏まえて修正。(保障 尊重)  
「保障」は「ある状態がそこなわれることのないように、保護し守ること」であり、制度として守るといようなニュアンスであり。「尊重」は「尊いものとして大切に扱うこと」であり、保障より弱い意味合いである。

ここでは、子ども個人の「自分の権利尊重」への思いと、「他人の権利尊重」への思いは同様な重さであることを個人が認識することの重要性を述べており、「尊重」で統一すべきである。

## 2 安心して生きる権利

子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されます。

命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。

愛情をもって育まれること。

食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。

いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力及び有害な環境から守られること。

【専門分科会意見】有職少年から暴力を振るわれるなどの場合もあるので、その他の暴力を入れて欲しい、という意見を踏まえて修正。

【修正前】

いじめ、虐待、体罰及び有害な環境から守られること。

【専門分科会意見】いじめ、虐待、体罰、有害な環境については、解説書の中で詳しく定義する必要がある。

【起草委員会意見】「精神的暴力」という表現方法は適切なのか。

・DV防止法上、暴力は「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」に分類されており、表現上問題はない。なお、筑紫野市子ども条例第9条において、「身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと」という表記がある。

性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。

【説明】「障害」について、「障害の有無や内容」に修正すべき、「出生」とは何か、という意見を踏まえて修正。

・障害による差別を含めた具体的内容については、解説書には詳しく記載する。条例上の差別の例示については、シンプルにわかりやすくする。

・「出生」は、生まれた際の土地・境遇（非嫡出子、母子家庭）・家柄などによる差別を指すものと考えられるが、例示としてわかりにくいので削除する。

【修正前】

性別、国籍、障害、出生などを理由に、いかなる差別も受けないこと。

困っているときや不安に思っているときには相談や支援を受けられること。

### 3 自分らしく生きる権利

子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

【説明】常に「自分らしさ」のイメージを子どもが持ち得るのか。その持っている「自分らしさ」の内容は常にプラスの価値観なのか、という指摘を受けた。

・自分らしく生きることは、何人も侵すことのできないプラスの価値観だと考える。ただ、このイメージを子どもが持つことはなかなか難しく、条例の子ども向け解説書などでわかりやすく説明する必要がある。

自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。

プライバシー（個人の秘密）や自らの名誉が守られること。

【説明】「プライバシー」という言葉は、通常、法令的には使われない言葉だが、分科会が使いたいということであれば、使わざるを得ないとする。その際、条例の逐条解説において、法令用語としては使われないが、判例ではよく使われていることを理由に、本条例では「プライバシー」という言葉を使う旨説明するしかないとする。

自分が思ったこと、感じたことを表現すること。

【説明】自分が思ったこと、感じたことを文章や言葉、絵などさまざまな方法で表すことができる、というものであるので、「5.意見を表明し参加する権利」ではなく「3.自分らしく生きる権利」に当てはまるのではないかと、という意見を踏まえて、「5 意見を表明し参加する権利」から移行した。

自分にとって必要な情報や知識を得ること。

自分にとって大事なことを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

【説明】「自分にとって大事なことを、自分で決めること」について、無制限でいいのか、という意見を踏まえて修正。

・子ども単独で決定できない場合も想定され、その時々大人の支援が必要なこともあるので修正する。

【修正前】

自分にとって大事なことを、自分で決めること。

安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

【説明】「自分らしく過ごす」とはどのように過ごすことなのかわかりにくい。ここでは、他自治体の事例でいう「安心して過ごせる」という意図なのではないかと、という意見を踏まえ修正。

また、第3章の2の に掲げる「安心して過ごすことができる居場所づくり」と整合を図る観点から、「場所」を「居場所」に修正している。

【修正前】

自分らしく過ごすことができる時間や場所を持つこと。



## 4 豊かで健やかに育つ権利

子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されます。

【説明】「衣」、「食」、「住」のように生存に必要な要素については、「保障」、「確保」、「尊重」といった用語になじむ（ミニマム）が、特に子どもにとって はいいとして、～ は、条約上（第31条第2項）も「機会の提供を奨励」するとして区別している、という指摘を受けた。  
・条約第31条第2項の前段で、「児童が文化的及び芸術的な生活に充分に参加する権利を尊重し～」という表現になっており、生存に関わることと区別されるような表現ではない。また、この項目は条約28条（教育を受ける権利）、29条（教育の目的）も踏まえており、現案のとおりとする。

学び、遊ぶこと。

芸術やスポーツに触れ親しむこと。

青森の文化や歴史、伝統及び自然に触れること。

まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けられること。

## 5 意見を表明し参加する権利

【説明】「能力を有する子ども」の前提があるはず、という指摘を受けた。

・乳幼児や言語障害を持つ子どもなども年齢や成熟の度合いに応じて意見を表明し参加する権利が全ての子どもに保障されており、前提は不要である。

子どもには、他人の意見も尊重しつつ、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。

【専門分科会意見】「意見表明し参加する権利」の項目で、他人の意見尊重するということを強調すべきでないか。

【修正前】

子どもには、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。

家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。

自分に不利な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。

【説明】自分に不利な決定が行われる場合にあっても、自分の意見を「表明できる」として差し支えないのではないか、という指摘を受けた。

・の意味合いは、確かに大括りで言えば「表明」だが、自分の不利なことに対して意見が認められるように強く言い張る「主張」ということであるので、原文どおりとする。

自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。

【説明】文言の修正。（適切な配慮がなされること 適切に配慮されること）

仲間をつくり、集まり、活動すること。

## 「第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組」

## 1 子ども権利の普及啓発と学習支援

- (1)市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

【説明】努力目標ではなく、手段・手法については市が主体の場合は義務とすべき。

【修正前】

～機会の提供に努めなければなりません。

- (2)市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

【説明】「事業」とすると、いかにも予算が絡む大規模なものを想定しがちなので、「活動」に置き換えられないか、という意見を踏まえ修正。

(「青森市交通安全条例」第7条では、「交通安全行動の日には、市、市民及び関係機関等は、それぞれの立場で交通安全に係る活動を実施するものとする。」と規定している。)

## 2 子どもの育ちへの支援

- 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次に掲げることを取り組むよう努めなければなりません。  
子どもが多様な生活体験や交流をしたりする場や機会を提供すること。

【説明】文言の修正。(生活体験をしたり、交流したり 生活体験や交流をしたり)

子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが意見を表明し参加する機会や相談の場を設けること。

削除

【専門分科会意見】、 に比べて内容が抽象的なので削除したかどうか。

【修正前】

子どもが差別や不利益を受けないよう体制を整備すること。

## 3 保護者への支援

- (1)市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。  
(2)市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

## 4 子どもの命と安全を守るための取組

- (1)市は、いじめ、虐待、体罰等の早期発見に努めるとともに、それらの救済及び予防への必要な取組を実施するものとします。

**【説明】文言の修正。**

- ・(体罰 体罰等)
- ・(救済及び予防 それらの救済及び予防)

- (2)市は、子どもが薬物及び犯罪などの被害を受けないように、必要な取組及び支援を行うものとします。

**【説明】文言の修正。(危害 被害)**

- ・「危害」という言葉は、「危害を加える」という能動的な使い方もあることから、「被害」に修正すべきでないか。

## 5 子ども会議

- 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を設け、次項の子ども施策に関する行動計画を含む子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議の意見を尊重するよう努めるものとします。

**【説明】文言の修正。**

- ・(以下「子ども会議」) (以下「子ども会議」といいます。)
- ・子ども会議で子どもの意見 子ども会議の意見

## 6 子どもの権利の保障のための行動計画と検証

- (1)市は、子どもの権利の保障について、子ども施策に関する行動計画を定めるものとします。
- (2)子どもの権利保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- (3)子どもの権利保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

## 「第4章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

【説明】「1 相談及び救済」の前にあった「子どもの権利の侵害に関する相談、救済について、子どもの権利擁護委員を設置します。」は不要なため削除する

## 1 相談及び救済

市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力、連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

2 子どもの権利擁護委員

(1)市は、子どもの権利の侵害について、早急にかつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を設置します。

(2)委員は、3人以内とします。

(3)委員は、人格的に優れていて、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。

(4)委員は、その職務を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。  
職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とすること。

【説明】文言の修正。(同様とします。 同様とすること。)

申立人などの人権について十分に気を配ること。

取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

(5)市長は、委員が前項の規定に違反したことが判明したとき又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

## 3 委員の職務

(1)委員の職務は次に掲げるとおりとします。

子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

子どもの権利の侵害について、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

子どもの権利の侵害について、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講じ、又は制度等を改善するよう求めること。

【説明】執行機関(市長)の補助機関として位置付けしようとしている権利擁護委員が、執行機関(市長)及び補助機関に対し、是正措置を講ずるよう求めたりできるのか、という指摘を受けた。

・委員が求めたりすることは、あくまでもお願いレベルの話であり、強制力を伴うものではない。

・「求める」については、市の内部 市の外部(教育委員会も含む)に対するものがあるが、については、上司に対し、意見又は事実を述べるものとしての意味をもつものとなる。

これらについては、解説書等で説明していくことになるが、記載方法は工夫する。

【意見】～たり、～たりとなっているので、表現を調整する。

【修正前】

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講ずるよう求めたり、制度などの改善を求めたりすること。

是正措置等の求めを受けたものに対し、是正措置等の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

- (2)委員は、前項第2号及び第3号の調査を次に掲げる方法により行うものとします。  
関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。  
子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

【専門分科会意見】個人情報に関わるもので出せないとなった時に委員はどのように対応するかなど整理しておく必要がある

#### 4 委員への協力

- (1)市の機関は、委員の職務に対し、積極的に支援し、協力しなければなりません。

【専門分科会意見】「職務を尊重する」という表現は舌足らずでないか。

【修正前】

市の機関は、前項の規定に掲げる委員の職務を尊重しなければなりません。

- (2)保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民は、委員の職務に協力するよう努めなければなりません。

#### 5 調査相談専門員

委員の職務の遂行を補佐するため、調査相談専門員を置きます。